



にっしいアグリインフォメーション

にっしいアグリインフォメーションはJA兵庫西管内の担い手農家の皆様を対象として有益な営農情報を提供して参ります。

VOL. 7
令和3年10月発行

JA兵庫西



発行元：JA兵庫西

秋晴れの心地よい季節となりました。

多くの農作物が収穫期となり、稲りの秋を迎えました。

農機具を利用する機会も多くなるかと思いますが、農作業事故には十分注意して、安全な作業をお願い致します。



ジャンボタニシの被害防止対策について

ジャンボタニシ(スクミリンゴガイ)は、淡水巻貝の一種で、水稻等を食害します。近年の暖冬の影響により越冬する個体が増えており、JA兵庫西管内でも被害が拡大しています。被害を抑えるために、年間防除を行いましょ。

管理方法

① 稲の生育期の対策

- 貝を水田に入れない → 水口、水尻に目合9mm程度の金網またはネットを張る
- 貝を増やさない → 貝を潰す、ピンク色の卵塊を水没させる。白くなりかけた卵は、水没させても孵化するので潰す
- 貝に稲を食わせさない → 田植後2~3週間は、4cm以下の浅水管理を行う

② 冬季は耕うんして貝を潰す。

- トラクターの走行速度を遅くする
- 回転数をできるだけ上げる
- 深さは12cm程度でよい

特に水口、畦畔付近は丁寧に耕うんしましょう



農業による防除

① スクミノノ等の摂食毒による農薬

深水になっている場所に集まりやすいので、田んぼ周辺に溝を作り、ジャンボタニシを集めて薬剤防除すると効果的です。薬剤は1週間程で粒が崩壊しますが、崩壊した粒は食べないので必要に応じて2回目の防除を実施しましょう。

② 石灰窒素による防除(稲刈り後又は田植前、年1回の使用)

稲刈り後防除の手順

基本

STEP1

ジャンボタニシの活動を促すために水温が15℃以上の時期に3~4cm薄水し、1~4日放置してください。ジャンボタニシが活動を始め、水中に出てきます。



STEP2

石灰窒素20kgを全面に均等に散布して3~4日放置してください。

POINT

石灰窒素の農業成分が殺貝効果を発揮します。

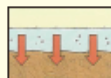


STEP3

田面水は用水路に流さずに、必ず自然落水を待ってください。

POINT

強制落水せず、自然落水を待つ。

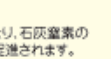


STEP4

田面が乾いた後、5~10cm程度浅く耕うんしてください。

POINT

この作業を行うことにより、石灰窒素の効果で残った農薬が促進されます。



田植前防除の手順

秋に散布できない場合

STEP1

荒起し後、3~4cm薄水し、3~4日放置してください。ジャンボタニシが活動を始め、水中に出てきます。

POINT

ジャンボタニシは、水温が15℃以上になると活動が活発になります。



STEP2

石灰窒素20kgを全面に均等に散布して3~4日放置してください。

POINT

石灰窒素の農業成分が殺貝効果を発揮します。

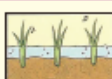


STEP3

代かきを行い、2~3日おいて田植をしてください。

POINT

強制落水せず、自然落水を待つ。



※石灰窒素散布から田植まで7日以上あけましょう。窒素が含まれているので、基肥量の調整が必要です。

JA兵庫西 米仮渡金及びJA特別支援金について

① 令和3年産米を取り巻く販売環境

- コロナ禍の影響により、外食自粛・インバウンド需要の減少等
→ **業務用向けを中心に需要回復せず**
- 持越数量(市場の販売在庫)が高水準に
→ **販売期間長期化による保管経費増および民間在庫増大による価格下落**

② JA仮渡金について

JAグループ兵庫の仮渡金の考え方

販売環境を踏まえ、早期米(高知県や福井県などの早場米)の価格設定、他県産の概算金を考慮し設定されましたが、仮渡金は、2年連続で大幅な下落となりました。

JA兵庫西では、特別支援金を上乗せすることで、再生産価格の維持に努めます。

JA兵庫西 令和3年産米仮渡金

(令和3年産仮渡金 具体例)

単位:円/30kg

品 種	項 目	令和3年	(参考)令和2年
コシヒカリ 1等	仮渡金	5,100	6,300
	JA特別支援金	400	150
	合 計	5,500	6,450
キヌヒカリ ヒノヒカリ きぬむすめ 1等	仮渡金	4,650	5,850
	JA特別支援金	400	150
	合 計	5,050	6,000

③ JA兵庫西独自の特別支援金

令和3年度特別支援金

「キヌヒカリ・ヒノヒカリ・きぬむすめ」の1等米の農家手取り5,000円/30kgを維持するため、**JA兵庫西独自の特別支援金を過去最大の金額**で行います。

支援金額 400円/30kg (総額6,600万円)

- 支払条件**
- ① 令和3年産出荷米で水稻うるち玄米(主食用)を対象とする。
 - ② 支払時期は仮渡金支払時とし、特別支援金は令和3年度限りとする。

その他令和3年産米に関わる支援金

ライスセンター利用出荷奨励

ライスセンター利用出荷米 1袋 30kg当たり **200円** (総額2,600万円)



旬彩蔵・野菜市へ加工品を出荷する皆様へ!

営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設

(令和3年6月1日)

食品衛生法の改正に伴い、営業許可が必要な業種の見直しが行われ、下記の通り整備されました。

要許可業種(34業種)
製造業・販売業・飲食業など

許可業種以外
一部業種に届出制度あり

許可業種の新設・統合
リスクの低いものは
届出業種へ

要許可業種(32種) 製造業・加工を伴う販売業など

要届出業種 温度管理が必要な包装食品の販売業など

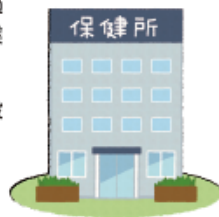
届出対象外 常温で保存可能な包装食品の販売業など

要許可業種の中には、過去の食中毒の発生状況などを踏まえ、「漬物製造業」「水産製品製造業」など、新たな許可業種が設定され、要許可業種と届出対象外の業種を除く、すべての食品事業者が要届出業種に分類されます。

※施行時(令和3年6月1日)に既に営業を行っている事業者には経過措置期間がありますが、施行後に新たに営業を行う事業者は、営業開始前に許可又は届出の手続きが必要です。

また、要許可業種だけでなく、要届出業種にも食品衛生責任者の設置が義務付けられています。

◎詳しくは地域の保健所へご相談下さい。



令和2年度に、西播磨・佐用営農生活センターの一部地域において「水稻資材予約購買」におけるOCR※1・RPA※2化に取り組みました。

※1 手書き印刷された文字を機械で読取り、データ化する技術 ※2 定型パソコン業務を自動化・効率化するロボット技術

取組内容として…

- ① OCR機器を活用し、「水稻資材申込書」における申込数量を自動読み取り
- ② ①の読み取り後、RPAを用いて申込数量の自動チェック

を実施しました。

OCR・RPA化の取組効果として…

- ① 「水稻資材申込書」を農家へ配布するため営農指導員の出向く体制を強化することで、農家とのつながりが深まる
- ② 申込データの蓄積化により、組合員の発注履歴を示しながら生産資材の提案ができる

があります。

令和3年度から兵庫西管内全域で「水稻資材申込書」のOCR化を実施します。

なお、令和2年度水稻資材予約購買実績は12,473件、658百万円であり、令和2年度肥料・農薬供給実績1,306百万円のうち50%と大きなウェイトを占めています。